

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 23 日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 4 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 4 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 4 月 23 日 午前 10 時 00 分 場 所 津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 6 月 9 日 午前 9 時 50 分 場 所 津地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



516

物 件 目 録

☆1 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1145番2

地 目 畑

地 積 634平方メートル

(現況)

地 目 農地

☆2 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1145番3

地 目 畑

地 積 631平方メートル

(現況)

地 目 農地

☆3 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1150番1

地 目 山林

地 積 878平方メートル

(現況)

地 目 農地



物 件 明 細 書

令和 7年 8月29日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～3】

Dが占有している。農地法3条の許可を受けていない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

各土地間の境界が不明確である。

【物件番号3】

隣地(1151番1及び1149番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1 1 4 5 番 2

地 目 畑

地 積 6 3 4 平方メートル

(現況)

地 目 農地

2 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1 1 4 5 番 3

地 目 畑

地 積 6 3 1 平方メートル

(現況)

地 目 農地

3 所 在 鈴鹿市上野町字西野

地 番 1 1 5 0 番 1

地 目 山林

地 積 8 7 8 平方メートル

(現況)

地 目 農地



令和6年(ケ)第53号
令和6年9月26日受理
令和7年3月19日提出

現況調査報告書

(その1－物件1～3関係分)

津地方裁判所

執行官 西 村 肇

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 鈴鹿市上野町字西野 |
| | 地 | 番 | 1 1 4 5 番 2 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 6 3 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 鈴鹿市上野町字西野 |
| | 地 | 番 | 1 1 4 5 番 3 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 6 3 1 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 鈴鹿市上野町字西野 |
| | 地 | 番 | 1 1 5 0 番 1 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8 7 8 平方メートル |



(土地用)

[illegible]

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1～3関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■D	
占有状況		■農地 (物件1～3) ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(所有者の子)の陳述/■D(占有者)回答書面の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成24年10月1日	
最初の契約等	契約日	平成24年ころ	
	期間	平成 年 月から ☐ 年 月 日まで 年間	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和4年10月1日～令和9年9月30日まで 5年間	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎年金1万円 (毎年12月末日限り支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者の子)	この辺りの競売になっている土地は全て植木屋さんに貸しているのだと思います。 しかし、その植木屋さんがどこの誰であるか私は知りませんし、もちろん契約内容も知りません。 (令和6年12月24日聴取)
■ 鈴鹿市農業委員会職員	物件3土地は、登記地目は山林ですが、鈴鹿市農業委員会の台帳には農地として載っておりますので、農地法上の農地です。よって、競落取得するには買受適格証明書が必要です。 なお、物件1～3土地は台帳には賃借人としてDが載っていますが、鈴鹿市農業委員会がDに農地法3条の許可を出しているわけではありません。 (令和7年1月22日及び同2月14日電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 物件3土地の占有関係については、関係人の陳述及び現況等から本報告書2枚目及び3枚目記載のとおり認定した。
なお、鈴鹿市農業委員会からの回答によると、占有者Dの賃借権は農地法3条に定める許可を得たものとは認められないことから、競落人に対抗できないものと思料する。
- 年額賃料1万円については、DがAから賃借している一体の土地を合わせたものであると思料する。
- 物件3土地と北西側隣接地（1151-1・54号事件物件10土地）及び南東側隣接地（1149-1・52号事件物件3土地）とは一体利用されており、各境界は判然としない。
- 物件1土地及び物件2土地は一体利用されており境界は判然としない。
- 物件1～3土地については、鈴鹿市農業委員会からの回答によると、農地法上の農地であるため、競落取得するには買受適格証明書が必要になるものと思料する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

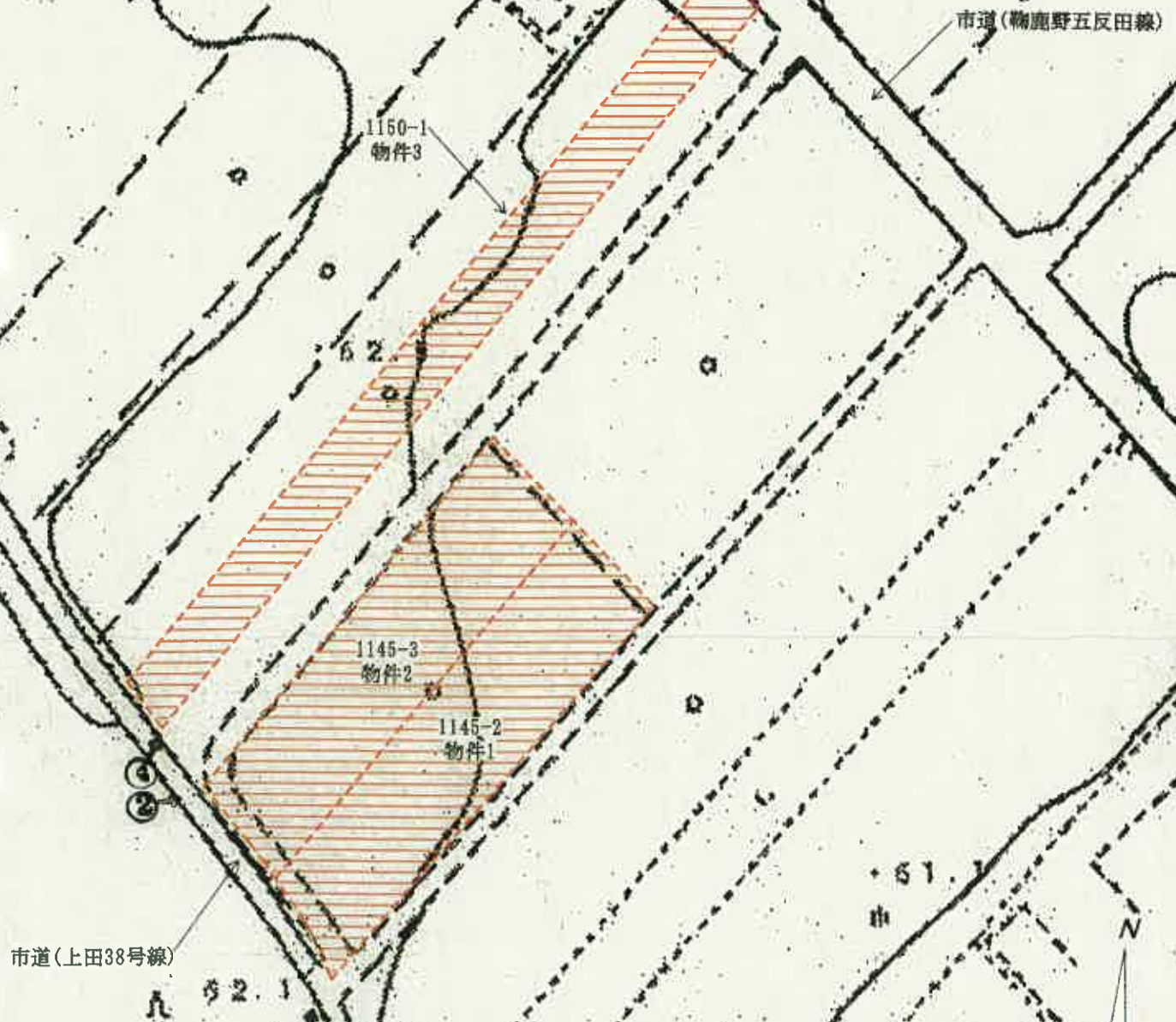
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月18日 (金) 10:12-10:13	津地方法務局松阪支局	登記、公図等調査
6年11月12日 (木) 13:30-13:32	鈴鹿市役所資産税課	現況地番図取得
6年 12月24日 (火) 10:30-10:40	物件所在地	Bに面談調査、物件調査、写真撮影
7年1月22日 (水) 9:20-9:23	当庁執行官室	鈴鹿市農業委員会職員から電話で聴取
7年1月28日 (火)	当庁執行官室	D宛て占有関係照会書郵送 同回答書到着 (2/5)
7年2月14日 (金) 14:30-14:33	当庁執行官室	鈴鹿市農業委員会職員から電話で聴取

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地見取図I



○印写真撮影位置方向番号

①

物件 1 土地



②

物件 2 土地



③

物件3土地（1150-1・この辺り）



④

物件3土地（1150-1・この辺り）



令和 6年 (ケ) 第 53号 物件1～3	
令和 7年 2月 27日 外	現地調査
令和 7年 4月 1日	評 価

津地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

梶田 毅 印

第1 評 価 額

一 括 価 格		
金 1,030,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金 310,000 円	
物件2（土地）	金 310,000 円	
物件3（土地）	金 410,000 円	

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

* * * 以 下 余 白 * * *

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 その他特別の評価条件
 - ・ 物件1, 2の登記数量については実測の裏付けを有していないこと、又、物件3の地積測量図はいわゆる残地求積図に該当し、当物件の登記数量についても実測の裏付けを有していないことから、評価数量の確定に当たり現況規模との照合を要する。この場合、互いに隣り合う物件1, 2の範囲は、北東側隣地(1145番1)の残地求積図を参考にするのと別添参考図のように捉えられ、又、物件3の範囲は、残地求積図における境界線表示と概ね一致している様子が窺われることから、これ等を基本に物件1, 2並びに物件3の各現況規模を概略把握すると、何れにおいても登記数量よりかなり広くなっている（＝縄延びが発生している）模様である。
但し、農地における縄延びは必ずしも珍しいことではない点、公図からは、物件1, 2の奥行が参考図に示したものよりも短いように見受けられる点、正式な地積の確定に至っていない現状においては買受人保護の観点から評価の安全性への配慮も求められると考えられる点を踏まえて、物件1～3の評価数量については登記数量を採用する。
 - ・ 物件1, 2と物件3は離れているため別個に評価し、各々の評価額を合算のうえ本件評価額を決定する。

* * * 以下余白 * * *

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	鈴鹿市上野町字西野	—
	地 番	1145番2	—
	地 目	畑	農地
	地 積	634m ²	※特記事項参照
	所 有 者	A	—
2	所 在	鈴鹿市上野町字西野	—
	地 番	1145番3	—
	地 目	畑	農地
	地 積	631m ²	※特記事項参照
	所 有 者	A	—
3	所 在	鈴鹿市上野町字西野	—
	地 番	1150番1	—
	地 目	山林	農地
	地 積	878m ²	※特記事項参照
	所 有 者	A	—
番 号	特 記 事 項		
1～3	地 目	鈴鹿市農業委員会によると、物件1～3の現況地目は農地である。ちなみに、物件3の課税地目については畑になっている。	
1～3	地 積	縄伸びが見込まれるが、登記数量を評価数量とする点は前記のとおりである。	

* * * 以下余白 * * *

第4 目的物件の位置・環境等

1-1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位置・交通	JR関西本線「加佐登」駅の 北方約2.6km（直線距離） （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	周辺には既成住宅や一般住宅の他、工場やため池等も散見されるなかに田、畑が展開する農地地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域・市街化調整区域
	用途地域	指定無
	指定建ぺい率	70%
	指定容積率	200%
	防火規制	防火地域・準防火地域の指定無
	その他の規制	農業振興地域 農用地区域（※特記事項参照）
画地条件	・地積:1265㎡（物件1, 2の各登記数量合計） ・形状:台形 ・間口:約35m, 奥行:約70m～約75m ※但し、公図に基づいた奥行はこれよりも短い様子である。 ・地勢:平坦	
接面道路	・南西側幅員約2.8m（種別:市道「上田38号線」）、舗装有、路面と等高 ※建築基準法第42条2項道路に該当する。 ※両サイドの未舗装箇所を除いた舗装幅は約2.4mである。	
土地の利用状況等	・現況調査報告書に記載のとおり。	
供給処理施設 （注）	上水道	有（※特記事項参照）
	ガス配管	無
	下水道	無
特記事項	・物件2の北西側には公図上の「道」が隣接している。なお、当該「道」とその北西側隣地（1149番1）の一部が現地の幅員約4m未舗装道を構成している模様である。 ・物件1の南東側に幅員約4mの未舗装道が見受けられるが、これは本件関連の54号事件・物件8（1139番1）及び物件9（1139番3）から成る南東側隣地の一部により構成されている模様である。 ・市の公開地図情報によると、物件1, 2の過半が農用地区域に該当しているが、一部（南側部分）は農用地区域から外れている。 ・物件2内の市道沿い、北西端辺りに量水器の設置が認められた。 ・物件1, 2については周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれてい	

（特記事項は次ページに続く）

特 記 事 項	ないとのことである。 ・ 物件1, 2に関して土壌汚染の端緒を示すものは特に見当たらなかったが, 実地調査は行っていないため, 正確なところは不明である。 ・ 鈴鹿市農業委員会によると, 競売での取得に際しては買受適格証明書が必要とのことである。
---------	---

(注) 供給処理施設の「有」, 「無」の基準については, 以下のとおり。

※「有」: 該当施設の本管から, 目的土地内への引き込みがなされている。

※「無」: 該当施設の本管から, 目的土地内への引き込みがなされていない。

* * * 以 下 余 白 * * *

1-2 土地の概況及び利用状況等（物件3）

位 置 ・ 交 通	物件1, 2とほぼ同じ	
付 近 の 状 況	物件1, 2と同じ	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分	都市計画区域・市街化調整区域
	用 途 地 域	指定無
	指定建ぺい率	70%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	防火地域・準防火地域の指定無
	その他の規制	農業振興地域 農用地区域(※特記事項参照)
画 地 条 件	・ 地積:878m²(登記数量) ・ 形状:ほぼ長方形 ・ 間口:約9.3m, 奥行:約145m ・ 地勢:平坦	
接 面 道 路	・ 北東側幅員約6.6m(種別:市道「鞠鹿野五反田線」), 舗装有, 路面と等高 ※建築基準法第42条1項1号道路に該当する。 ※両サイドの側溝を除いた車道幅は約5.6mである。 ・ 南西側幅員約2.7m(種別:市道「上田38号線」), 舗装有, 路面と等高 ※建築基準法第42条2項道路に該当する。 ※※両サイドの未舗装箇所を除いた舗装幅は約2.4mである。	
土地の利用状況等	・ 現況調査報告書に記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道	無(※上記道路には水道管の埋設あり)
	ガ ス 配 管	無
	下 水 道	無
特 記 事 項	・ 本件関連の52事件・物件3に当たる南東側隣地(1149番1)及び54号事件・物件10に当たる北西側隣地(1151番1)とは一体利用されており, 互いの境界が判然としない。なお, この点について評価上は留意に止める。 ・ 市の公開地図情報によると, 物件3の過半が農用地区域に該当しているが, 一部(北東側部分)は農用地区域から外れている。 ・ 物件3については周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていないとのことである。	

(特記事項は次ページに続く)

特 記 事 項	・ 物件3に関して土壌汚染の端緒を示すものは特に見当たらなかったが、実地調査は行っていないため、正確なところは不明である。 ・ 鈴鹿市農業委員会によると、競売での取得に際しては買受適格証明書が必要とのことである。
---------	---

(注) 供給処理施設の「有」、「無」の基準については、以下のとおり。

※「有」: 該当施設の本管から、目的土地内への引き込みがなされている。

※「無」: 該当施設の本管から、目的土地内への引き込みがなされていない。

* * * 以 下 余 白 * * *

第5 評価額算出の過程

【物件1, 2】

1 基礎となる価格

物件1, 2の更地価格を下記のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	1,100	0.95	634	660,000
2	1,100	0.95	631	650,000
合計			1265	1,310,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・別紙「標準画地価格決定表」参照

イ 個別格差・・・・・・ 0.95 (下記各条件の相乗積) ※小数点第3位四捨五入

交通接近条件:道路の状態 0.95

自然的条件:格差なし 1.00

画地条件:形状については影響なし 1.00

行政的条件:一部が農用地区域外である点は影響なし 1.00

その他条件:水道の引き込みについては影響なし 1.00

ウ 地 積・・・・・・ 登記数量による。

2 評価額の判定

物件1, 2の評価額を下記のとおり求めた。

物件 番号	更地価格 (円) (1エ) ア	占有 減価 修正 イ	市場性 修正 ウ	競売 市場 修正 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
1	660,000	1.00	0.80	0.60	310,000
2	650,000	1.00	0.80	0.60	310,000
一 括 価 格 (合 計)					620,000

※万円未満切捨

イ 占有減価修正・・・・ 賃借人による占有については特に影響ないものと判断した。

ウ 市場性修正・・・・ 本件は買受適格証明書が必要となる農地であり, 需要者限定による市場性の減退が大きい点を考慮した。

エ 競売市場修正・・・・ 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

【物件3】

1 基礎となる価格

物件3の更地価格を下記のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	1,100	0.90	878	860,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・別紙「標準画地価格決定表」参照

イ 個別格差・・・・・・・・・0.90（下記各条件の相乗積）※小数点第3位四捨五入

交通接近条件:格差なし 1.00

自然的条件:格差なし 1.00

画地条件(相乗積):間口・奥行の関係(－10), 二方路は影響なし(0) 小計(0.90×1.00=0.90)

行政的条件:一部が農用地区域外である点は影響なし 1.00

その他条件:格差なし 1.00

ウ 地 積・・・・・・・・・登記数量による。

2 評価額の判定

物件3の評価額を下記のとおり求めた。

物件 番号	更地価格 (円) (1エ) ア	占有 減価 修正 イ	市場性 修正 ウ	競売 市場 修正 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
3	860,000	1.00	0.80	0.60	410,000

※万円未満切捨

イ 占有減価修正・・・・・・・・賃借人による占有については特に影響ないものと判断した。

ウ 市場性修正・・・・・・・・本件は買受適格証明書が必要となる農地であり, 需要者限定による市場性の減退が大きい点を考慮した。

エ 競売市場修正・・・・・・・・第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

* * * 以下余白 * * *

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図(※取引事例の位置については、未表示の扱いとした)
- ・ 公図写し(法務局備付図面に基づく)
- ・ 地積測量図写し(同上)
- ・ 参考図
- ・ 適正取得証明書

以 上

標準画地価格決定表

(i) 取引事例に基づく比準価格

※目的物件近隣地域設定標準画地

利用状況:畑

間口×奥行, 形状:約20m×約50m, ほぼ長方形

地積:約1000㎡

道路状態:幅員約6.6m舗装市道

公法規制:市街化調整区域, 農業振興地域内農用地区域

No.	所 在	地 目	地 積 (㎡)	道路状態	公法上の 規 制	取 引 時 点
イ	鈴鹿市石薬師町 地内	畑	1064	幅員約6.5 m舗装市道	調区	令和6年11月
ロ	鈴鹿市下大久保町 地内	畑	1164	幅員約5m 舗装市道	調区	令和5年5月

No.	価 格 円／㎡	事 情 補 正	時 点 修 正	建付減価 補 正	標準化 補 正	地 域 要 因	比 準 価 格 円／㎡
イ	1,410	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{99.5}{100}$	$\times \frac{100}{/}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{120}$	= 1,160 (※10円未満切捨)
ロ	1,117	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{97.7}{100}$	$\times \frac{100}{/}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{105}$	= 1,030 (※10円未満切捨)
標準画地の比準価格査定		1,100 円／㎡					

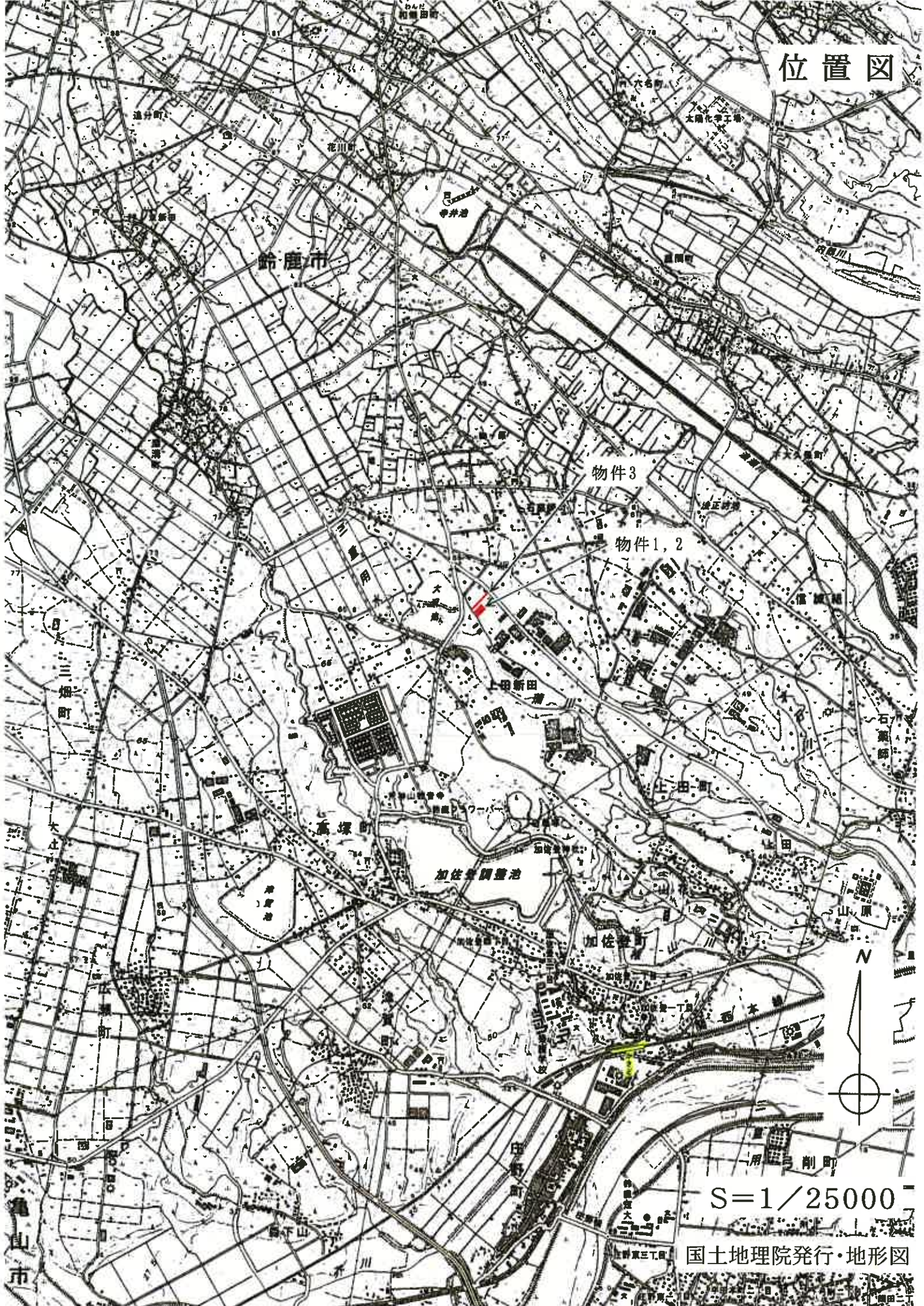
(ii) 地価公示価格・地価調査価格を規準とした価格

同種別の比較可能な地価公示地・地価調査基準地はない。

(iii) 標準価格の決定

標準画地の価格は、(i)の比準価格を標準とし、近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案して、1,100円/㎡と決定した。

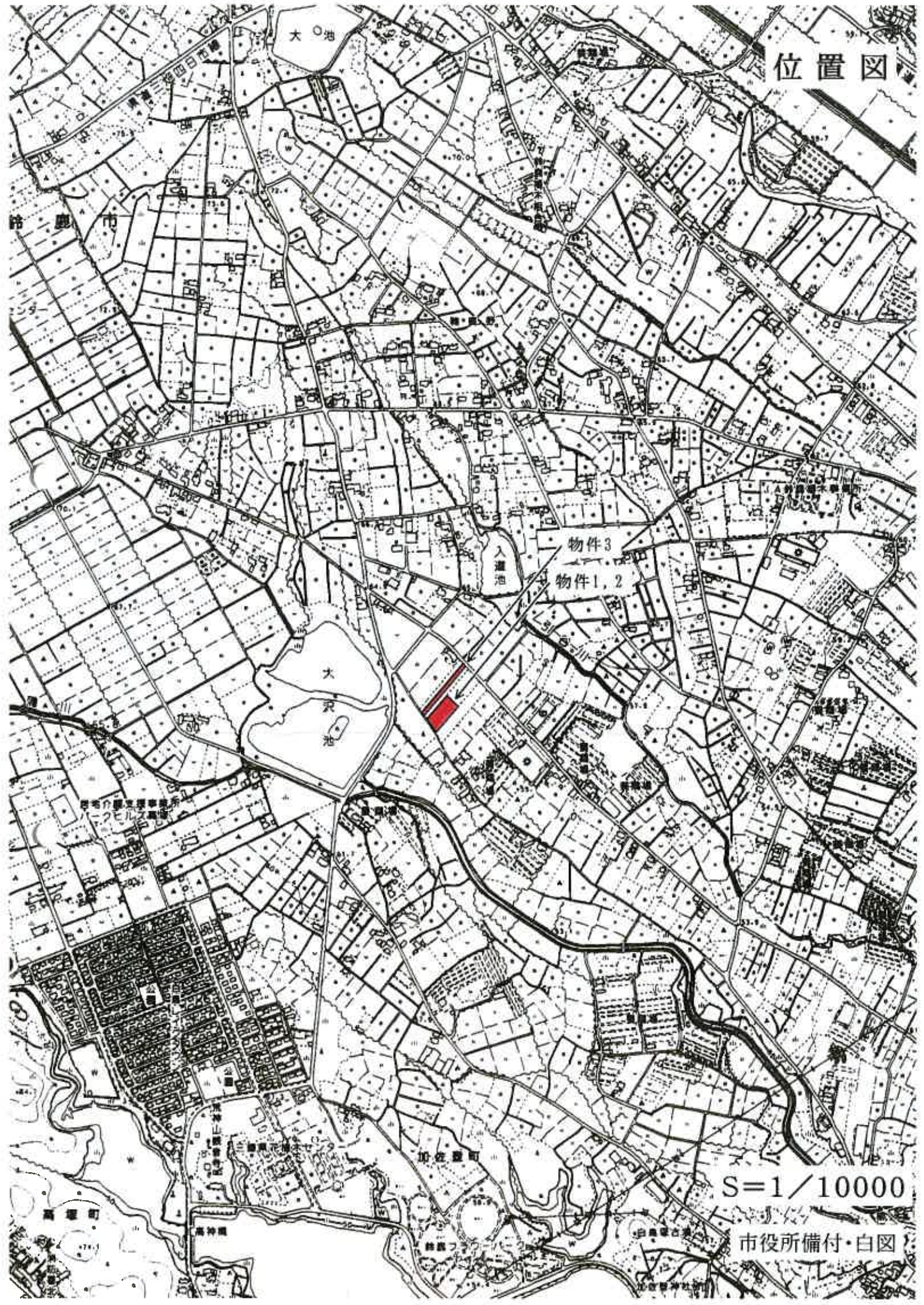
位置図



S=1/25000

国土地理院発行・地形図

位置図

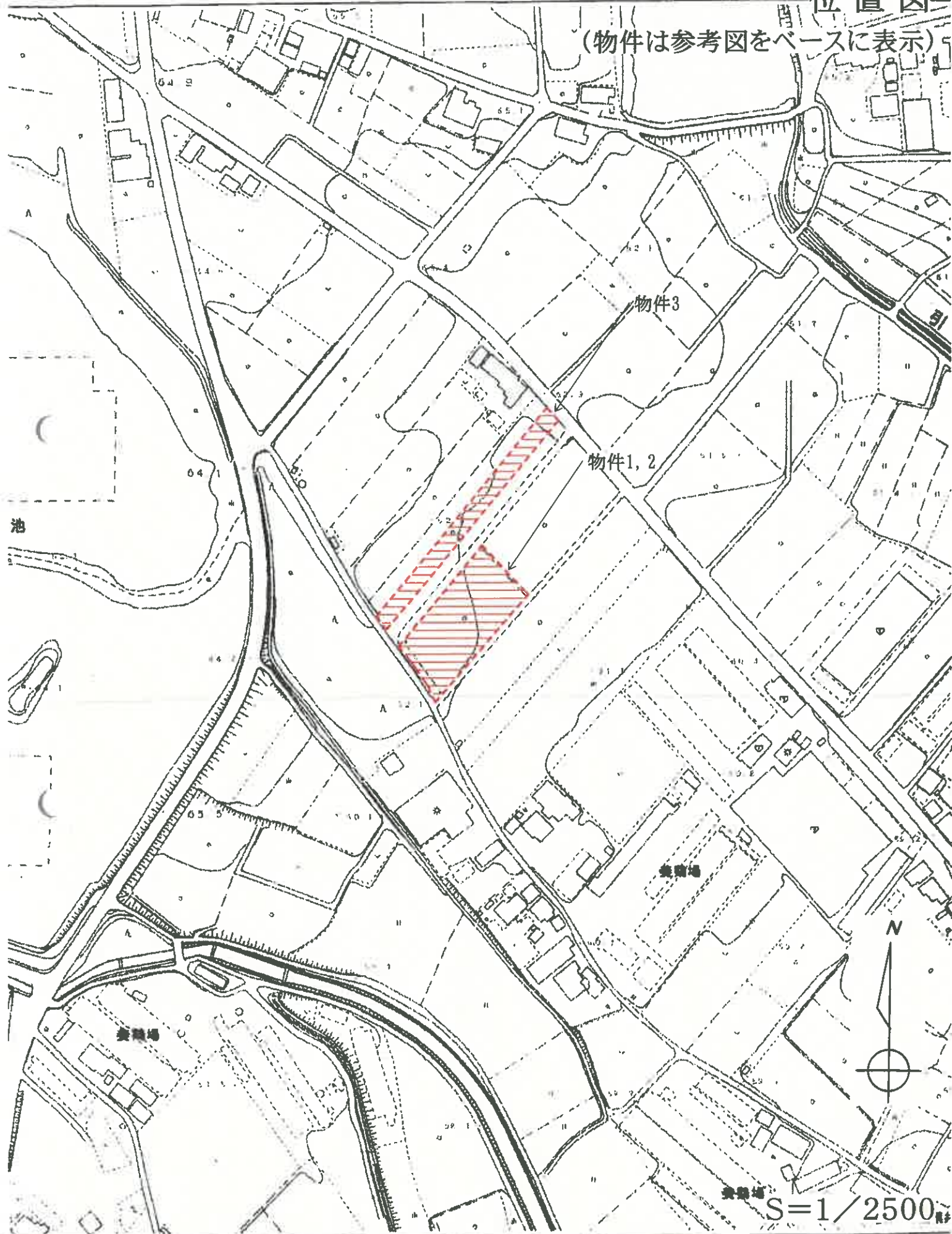


S=1/10000

市役所備付・白図

位置図

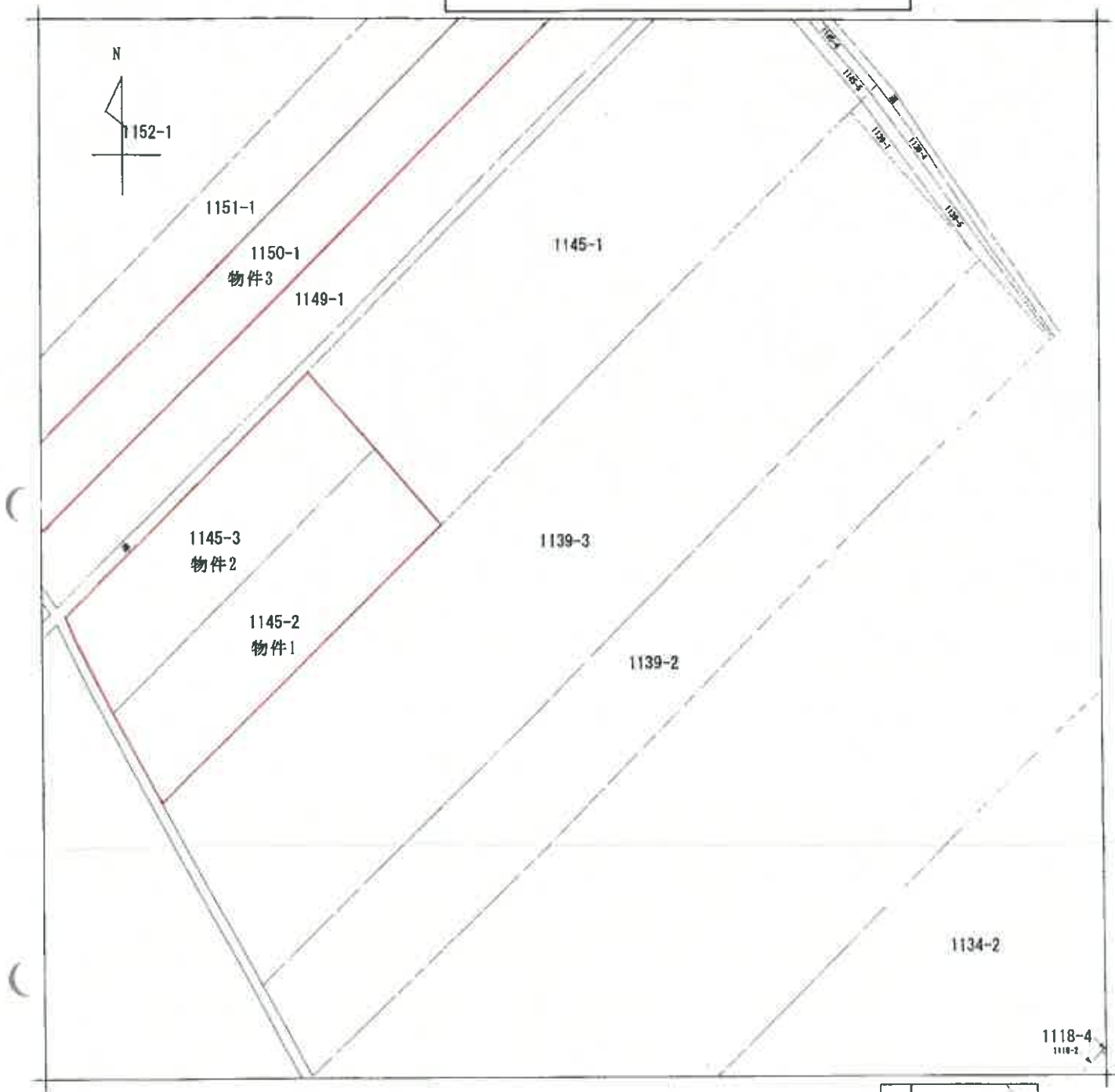
(物件は参考図をベースに表示)



S=1/2500

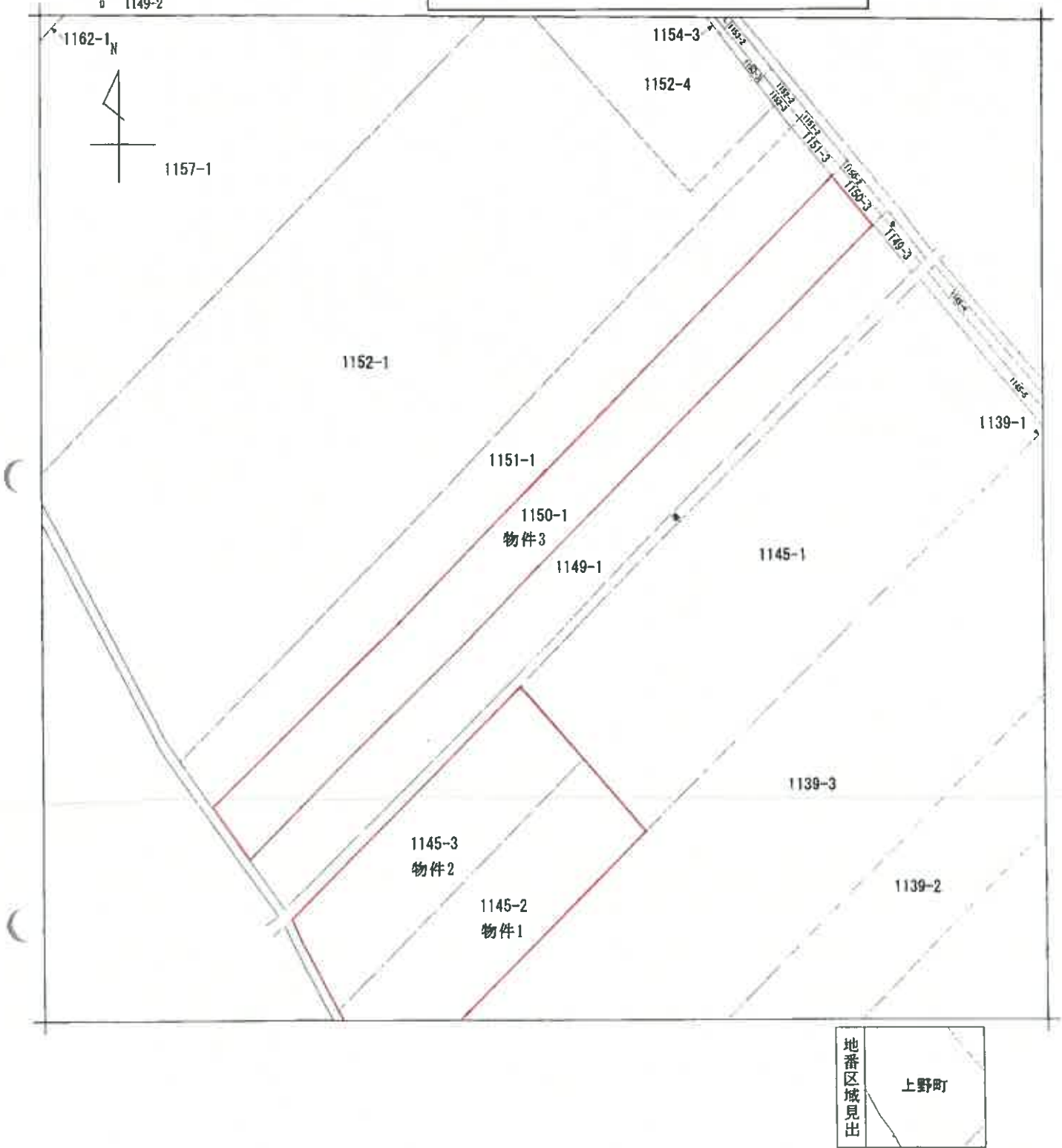
市役所備付・白図

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



請 求 分	所 在	鈴鹿市上野町字西野				地 番	1139番3			
出 力 尺	縮尺不明	精 度 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)	昭和55年10月31日		補 事 記 項		

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



請求部	所在	鈴鹿市上野町字西野				地番	1150番1			
出力縮尺	不明	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和55年10月31日		補記事項		

登記年月日：昭和61年9月16日

0117904

前1150-1後

地積測量図

地番 1150-3, -1

土地の所在 鈴鹿市 上野 新

手付 町字 初野

昭和61年9月16日登記

1151-2

1151-2

1150-3

1150-3

1149-1

1149-2

1151-1

1151-1

1150-1

1150-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

1149-1

求積

①1150-3,

番号	A	B	C	S	面積
1	1.80	9.30	9.60	10.350	8.34792
2	9.60	9.30	1.70	10.300	7.87438
合計					16.22230m2

物件3 ①1150-1

894.74192 - 16.2223 = 878.51962

地積

物件3 ①1150-1 878 m²

①1150-3 16 m²

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

作製者	作製	図 61年9月3日	横断者	尺	1/500
-----	----	-----------	-----	---	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(津地方法務局鈴鹿出張所管轄)
令和6年7月30日 津地方法務局

登記官

0117900

求積

① 1145-5				
番号	A	B	C	面積
1	1.10	17.30	17.50	17.950
2	17.50	17.50	0.90	17.950
3	0.90	20.30	20.40	20.800
4	20.40	20.70	1.70	21.400
合計				43.55538m2

① 1145-1

$2667.34428 - 43.55538 = 2623.7889$

地積

① 1145-1
2623 m²
② 1145-5
43 m²

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

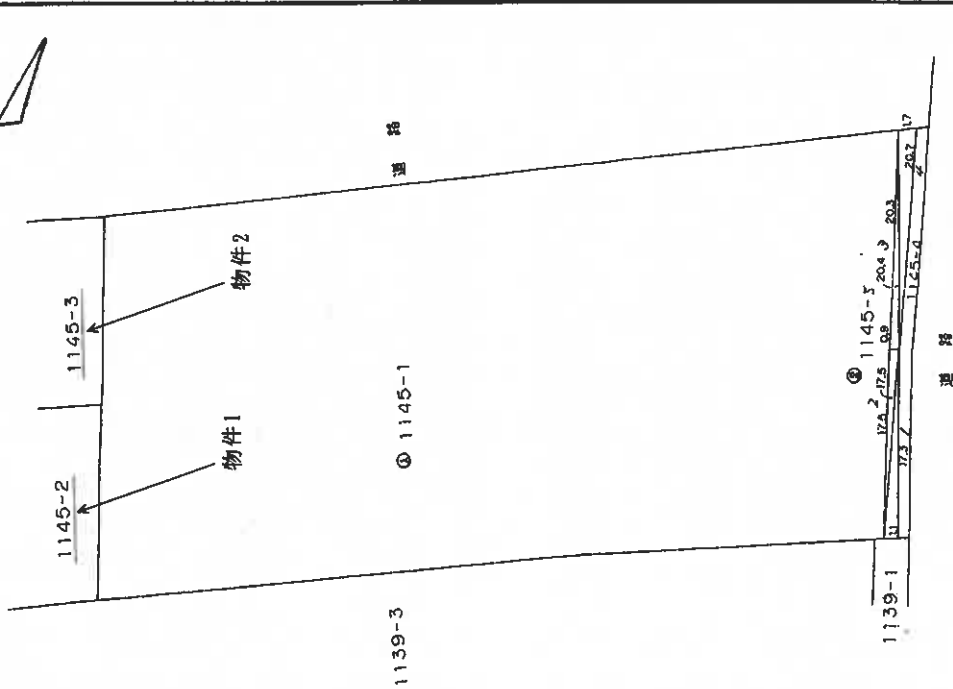
地積測量図

前 1145-5 新

地番

土地の所在 錦鹿市 野町字 和野

昭和61年7月25日登記



昭和61年7月16日 作製

嘱托者

尺 1 500

参考図

